

大分県都市公園条例（昭和五十三年七月二十日大分県条例第二十号）

目次

- 第一章 総則（第一条）
  - 第二章 都市公園の設置（第一条の二―第一条の四）
  - 第三章 都市公園の管理（第二条―第十条）
  - 第四章 工作物等の保管の手続等（第十条の二―第十条の六）
  - 第五章 雑則（第十一条―第十五条）
  - 第六章 罰則（第十六条―第十九条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）に定めるもののほか、県が設置する都市公園（第一条の二第一号を除き、以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 都市公園の設置

（都市公園の設置基準）

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 県の区域内の都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準は十五平方メートル以上とする。

二 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、それぞれその利用対象者が容易に利用することができるように配置し、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

三 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

（公園施設の建築面積の基準）

第一条の三 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第一条の四 法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 政令第六条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 二 政令第六条第一項第三号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前号の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 三 政令第六条第一項第四号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前二号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

### 第三章 都市公園の管理

(行為の制限)

第二条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- 二 業として写真又は映画を撮影すること。
- 三 興行を行うこと。
- 四 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を利用すること。
- 五 県が管理する公園施設のうち有料で利用させるもの(以下「有料公園施設」という。)に広告物(屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物に該当するものを除く。)を表示すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他知事が必要と認める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 知事は、第一項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第一項又は第三項の許可を与えることができる。
- 5 知事は、第一項又は第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(許可の特例)

第三条 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項又は第三項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第四条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない、ただし、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第二条第一項若しくは第三項の許可に係るものについては、この限りでない。

- 一 都市公園を損傷し、又は破損すること。
- 二 竹林を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- 六 立入禁止区域に立ち入ること。
- 七 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- 八 指定された場所以外の場所で、たき火その他火気の使用をすること。
- 九 都市公園をその用途以外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第五条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第六条 有料公園施設は、別表に掲げるとおりとする。

2 有料公園施設の利用日及び利用時間は、規則で定める。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第七条 法第五条第一項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
  - イ 設置の目的
  - ロ 設置の期間
  - ハ 設置の場所
  - ニ 公園施設の構造
  - ホ 公園施設の管理の方法
  - ヘ 工事の実施の方法
  - ト 工事の着手及び完了の時期

チ 都市公園の復旧の方法

リ その他知事が必要と認める事項

二 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

イ 管理の目的

ロ 管理の期間

ハ 管理する公園施設

ニ 管理の方法

ホ その他知事が必要と認める事項

三 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更に係る事項

2 法第六条第二項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の種類及び数量

二 占用物件の管理の方法

三 工事の実施の方法

四 工事の着手及び完了の時期

五 都市公園の復旧の方法

六 その他知事が必要と認める事項

（法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更）

第八条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

一 占用物件の内部の塗装又は外部の色彩を変えない塗装

二 占用物件の構造を変えない修繕

三 占用物件の主要構造物に影響を与えない内部の模様替え

（使用料）

第九条 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項若しくは第二条第一項若しくは第

三項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、大分県使用料及び手数料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）に定めるところにより、使用料を納めなければならない。

（監督処分）

第十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

二 この条例の規定による許可を付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- 三 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

#### 第四章 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第十条の二 法第二十七号第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物等（法第二十七条第一項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- 三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第十条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
- 二 前号の規定により掲示された工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を大分県報に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、関係者の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第十条の四 法第二十七条第六項の規定による条例で定める保管した工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第十条の五 法第二十七条第六項の規定による条例で定める保管した工作物等の売却は、競

争入札に付して行わなければならない。ただし、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により売却することができる。

（保管した工作物等を返還する場合の手続）

第十条の六 知事は、保管した工作物等（法第二十七條第六項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる種類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

## 第五章 雜則

（届出）

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 法第五條第一項又は法第六條第一項若しくは第三項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

二 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

三 第一号に掲げる者が、法第十條第一項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

四 法第二十七條第一項又は第二項の規定により同條第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

五 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

六 第十條第一項又は第二項の規定により同條第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（都市公園の区域の変更及び廃止）

第十二條 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

（公園予定区域及び予定公園施設についての準用）

第十三條 第二條から第十一条までの規定は、法第三十三條第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

（管理業務の委託）

第十四條 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の管理に関する業務を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第十四条の二 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 公園施設の維持管理及び修繕に関する業務
- 二 都市公園の利用の受付及び案内に関する業務
- 三 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- 四 都市公園の利用の促進に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(管理の基準)

第十四条の三 指定管理者は、次に掲げる基準により、都市公園の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 法その他の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 公園施設の維持管理を適切に行うこと。
- 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第六章 罰則

(罰則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第二条第一項又は第三項（第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第二条第一項各号に掲げる行為をした者
- 二 第四条（第十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第四条各号に掲げる行為をした者
- 三 第十条第一項又は第二項（第十三条において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者

第十七条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

(両罰規定)

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

(公園管理者の権限の代行)

第十九条 法第五条の三の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、前三条の規定の

適用については、知事とみなす。

附 則

この条例は、昭和五十三年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年条例第九号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中硬式野球場に係る部分は、同年六月十五日から施行する。

附 則（昭和六十一年条例第十二号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三年条例第七号）

この条例は、平成三年四月二十六日から施行する。

附 則（平成七年条例第十二号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年条例第二十六号）

この条例は、平成七年八月一日から施行する。

附 則（平成十一年条例第三十六号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年条例第五十四号）

この条例は、平成十三年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項に一号加える改正規定は平成十三年四月一日から、別表の改正規定（総合競技場に係る部分に限る。）及び次項の規定（総合競技場に係る部分に限る。）は規則で定める日から施行する。

附 則（平成十七年条例第二十九号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年条例第三十八号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年条例第二十八号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年条例第十八号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年条例第 号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。



別表（第六条関係）

公園名	大洲総合運動公園	ハーモニーパーク	大分スポーツ公園
有料公園施設	軟式野球場 硬式野球場 庭球場 弓道場 水泳プール 多目的広場	駐車場	総合競技場 サッカー・ラグビー場 野球場 投てき場 サブ競技場 テニスコート 多目的運動広場 大芝生広場ステージの 付属設備